

2026年2月10日

株主のみなさまへ

広島県府中市高木町1071番地

ヤスハラケミカル株式会社

代表取締役社長 安原 禎二

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年3月10日を効力発生日として、当社株式1,186,560株を1株に併合することといたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年3月10日をもって、当社株式1,186,560株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続きは原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を「Y A H O株式会社（以下「公開買付者」といいます。）」に売却することを予定しております。

この場合の売却価格は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月9日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である1,380円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

端数株式相当分の売却代金は、2026年5月中旬を目途に、株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2026年3月5日（予定）	当社株式の最終売買日
2026年3月6日（予定）	当社株式の上場廃止日
2026年3月10日（予定）	本株式併合の効力発生日
2026年5月中旬頃（予定）	端数株式相当分の売却代金の交付開始

以 上